

随意契約関係規則

1. 日本赤十字社会計規則（抜粋）

（契約の方式）

- 第 36 条 社長又は契約行為者は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、第 2 項及び第 3 項に規定する場合を除き、社長が別に定めるところにより公告して申込みをさせることにより、一般競争に付さなければならない。
- 2 社長又は契約行為者は、契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で、一般競争に付する必要がない場合及び一般競争に付することが不利と認められる場合においては、指名競争に付するものとする。
- 3 社長又は契約行為者は、契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、随意契約によるものとする。
- 4 社長又は契約行為者は、契約にかかる予定価格が少額である場合その他社長が別に定める場合においては、第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず社長が別に定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

2. 日本赤十字社会計規則施行細則（抜粋）

（随意契約によることができる場合）

- 第 35 条 規則第 36 条第 4 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。
- (1) 予定価格が 250 万円をこえない工事又は製造をさせるとき。
- (2) 予定価格が 160 万円をこえない財産を買い入れるとき。
- (3) 予定賃借料の年額又は総額が 80 万円をこえない物件を借り入れるとき。
- (4) 予定価格が 50 万円をこえない財産を売り払うとき。
- (5) 予定賃借料の年額又は総額が 30 万円をこえない物件を貸し付けるとき。
- (6) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が 100 万円をこえないものをするとき。
- (7) 運送又は保管をさせるとき。
- (8) 外国で契約をするとき。
- (9) 国、都道府県その他の公共団体、公益法人、農業協同組合、農業協同組合連合会又は社会福祉法人から直接に土地家屋その他の物件を買い入れ又は借入れるとき。
- (10) 事業経営上の特別の必要に基づき物品を買い入れ、若しくは製造させ又は土地若しくは建物を借り入れるとき。
- (11) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき、緊急の必要により競争に付することができないとき、競争に付することが不利と認められるとき又は特許等に係るもので社長が特に必要と認めるとき。